○総務省告示第百三十二号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第二条第九項及び地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）第三条第四項の規定に基づき、平成四年自治省告示第五十七号（地方公務員災害補償法第二条第九項及び地方公務員災害補償法施行規則第三条第四項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月三十日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

地方公務員災害補償法第二条第九項の総務大臣が定める率は、次の表の上欄に掲げる補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とし、地方公務員災害補償法施行規則第三条第四項の総務大臣が定める率は、次の表の上欄に掲げる災害発生の日の属する期間の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。

補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分	率
昭和六十年六月三十日以前	一・四七
昭和六十年七月一日から昭和六十一年三月三十一日まで	一・三九
昭和六十一年四月一日から昭和六十二年三月三十一日まで	一・三六
昭和六十二年四月一日から昭和六十三年三月三十一日まで	一・三三
昭和六十三年四月一日から平成元年三月三十一日まで	一・三〇
平成元年四月一日から平成二年三月三十一日まで	一・二六
平成二年四月一日から平成三年三月三十一日まで	一・二一
平成三年四月一日から平成四年三月三十一日まで	一・一六
平成四年四月一日から平成五年三月三十一日まで	一・一二
平成五年四月一日から平成六年三月三十一日まで	一・一〇
平成六年四月一日から平成七年三月三十一日まで	一・〇八
平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで	一・〇六
平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで	一・〇三
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで	一・〇一
平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日まで	一・〇〇
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日まで	〇・九八
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日まで	〇・九七
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで	〇・九七
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	〇・九九

改正前

地方公務員災害補償法第二条第九項の総務大臣が定める率は、次の表の上欄に掲げる補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とし、地方公務員災害補償法施行規則第三条第四項の総務大臣が定める率は、次の表の上欄に掲げる災害発生の日の属する期間の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。

補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分	率
昭和六十年六月三十日以前	一・四六
昭和六十年七月一日から昭和六十一年三月三十一日まで	一・三八
昭和六十一年四月一日から昭和六十二年三月三十一日まで	一・三五
昭和六十二年四月一日から昭和六十三年三月三十一日まで	一・三三
昭和六十三年四月一日から平成元年三月三十一日まで	一・三〇
平成元年四月一日から平成二年三月三十一日まで	一・二五
平成二年四月一日から平成三年三月三十一日まで	一・二一
平成三年四月一日から平成四年三月三十一日まで	一・一六
平成四年四月一日から平成五年三月三十一日まで	一・一二
平成五年四月一日から平成六年三月三十一日まで	一・〇九
平成六年四月一日から平成七年三月三十一日まで	一・〇七
平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで	一・〇五
平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで	一・〇三
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで	一・〇一
平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日まで	〇・九九
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日まで	〇・九八
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日まで	〇・九七
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで	〇・九七
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	〇・九九